前払金請求時提出書類の変更について（令和５年９月29日）

令和５年10月１日から「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）が開始されることに伴い、前払金請求時の提出書類を下記の通り変更します。

記

１　前払金の対象となる工事等について

変更なし（現行のとおり）

【工事】

請負代金額が２５０万円を超えるもので、工期が５０日以上。請負代金額の４割以内（１０万円未満を原則切捨）、１億円以内。

【設計・地質調査・測量】

委託料が１００万円を超えるもので、履行期間が５０日以上。委託料の３割以内（１０万円未満を原則切捨）。

２　請求書の書式・記載方法について

インボイス制度開始後は、適格請求書等として税法上認められる請求書書式「支出決定書　兼　支払伝票」で請求してください。書式及び記載方法は、当公社のホームページからダウンロードできます。

※「札幌市住宅管理公社ホーム　＞　事業者（工事・役務等）の方」ページ下部、「請求書書式」項目からダウンロード

３　提出書類

請求書の書式変更にあわせて、令和５年10月１日以降、保証事業会社との前払金に係る保証契約証書に添付されていた「前払金使途内訳明細書（発注者用）」の提出は不要とします。

また、「前払金使途変更承諾書」についても提出不要とします。

【提出書類（令和５年10月１日以降）】

⑴　公共工事前払金保証証書

⑵　公共工事前払金保証証書（写）

⑶　支出決定書　兼　支払伝票（※　請求日は、契約締結日以降となります）

【問い合わせ先】

（一財）札幌市住宅管理公社　総務部　総務課（契約担当）

電話　０１１－２１１－３３８１